

TRADEMARK ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

ETAS ID: TM559538

SUBMISSION TYPE:	CORRECTIVE ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	Corrective Assignment to correct the correct the receiving party to be identified as "Koki Holdings Co., Ltd.", Not "Koki Holdings., Ltd." previously recorded on Reel 006729 Frame 0184. Assignor(s) hereby confirms the Receiving party was incorrectly identified as "Koki Holdings., Ltd." with "Co." missing..

CONVEYING PARTY DATA

Name	Formerly	Execution Date	Entity Type
HITACHI KOKI CO., LTD.		06/01/2018	Corporation: JAPAN

RECEIVING PARTY DATA

Name:	KOKI HOLDINGS CO., LTD.
Street Address:	15-1, KONAN 2-CHOME
City:	MINATO-KU, TOKYO
State/Country:	JAPAN
Entity Type:	Corporation: JAPAN

PROPERTY NUMBERS Total: 2

Property Type	Number	Word Mark
Serial Number:	74714263	TANAKA
Serial Number:	75505911	PUREFIRE

CORRESPONDENCE DATA

Fax Number: 6192350398
Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.
Phone: 6506459012
Email: Docketing@procopio.com
Correspondent Name: Michael C. Jones
Address Line 1: 525 B. Street, Suite 2200
Address Line 4: San Diego, CALIFORNIA 92101

ATTORNEY DOCKET NUMBER:	126063000002
NAME OF SUBMITTER:	Michael C. Jones
SIGNATURE:	/Michael C. Jones/
DATE SIGNED:	01/29/2020

Total Attachments: 53

source=DOCS--3754973-v1--Filing 3-Name Change from HK to KKH-filed with Filing receipt#page1.tif
source=DOCS--3754973-v1--Filing 3-Name Change from HK to KKH-filed with Filing receipt#page2.tif

OP \$65.00 74714263

source=DOCS--3754973-v1--Filing 3-Name Change from HK to KKH-filed with Filing receipt#page51.tif
source=DOCS--3754973-v1--Filing 3-Name Change from HK to KKH-filed with Filing receipt#page52.tif
source=DOCS--3754973-v1--Filing 3-Name Change from HK to KKH-filed with Filing receipt#page53.tif



United States Patent and Trademark Office

Home | Site Index | Search | Guides | Contacts | eBusiness | eBiz alerts | News | Help



Electronic Trademark Assignment System

Confirmation Receipt

Your assignment has been received by the USPTO.
The coversheet of the assignment is displayed below:

TRADEMARK ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

SUBMISSION TYPE:		NEW ASSIGNMENT	
NATURE OF CONVEYANCE:		CHANGE OF NAME	
CONVEYING PARTY DATA			
Name	Formerly	Execution Date	Entity Type
Hitachi Koki Co., Ltd.		06/01/2018	Corporation: JAPAN
RECEIVING PARTY DATA			
Name:	Koki Holdings., Ltd.		
Street Address:	15-1, Konan 2-chome		
City:	Minato-ku, Tokyo		
State/Country:	JAPAN		
Entity Type:	Corporation: JAPAN		
PROPERTY NUMBERS Total: 2			
Property Type	Number	Word Mark	
Serial Number:	74714263	TANAKA	
Serial Number:	75505911	PUREFIRE	
CORRESPONDENCE DATA			
Fax Number:	6192350398		
Phone:	6506459000		
Email:	Docketing@procopio.com		
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>			
Correspondent Name:	Mainak H. Mehta		
Address Line 1:	525 B Street, Suite 2200		
Address Line 4:	San Diego, CALIFORNIA 92101		
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	126063-000002		
DOMESTIC REPRESENTATIVE			
Name:			
Address Line 1:			
Address Line 2:			
Address Line 3:			
Address Line 4:			
NAME OF SUBMITTER:	Michael C. Jones		
Signature:	/Michael C. Jones/		
Date:	08/26/2019		
Total Attachments: 51 source=Name Chnage from HK to KKH#page1.tif source=Name Chnage from HK to KKH#page2.tif source=Name Chnage from HK to KKH#page3.tif source=Name Chnage from HK to KKH#page4.tif source=Name Chnage from HK to KKH#page5.tif source=Name Chnage from HK to KKH#page6.tif source=Name Chnage from HK to KKH#page7.tif source=Name Chnage from HK to KKH#page8.tif source=Name Chnage from HK to KKH#page9.tif source=Name Chnage from HK to KKH#page10.tif source=Name Chnage from HK to KKH#page11.tif source=Name Chnage from HK to KKH#page12.tif			

http

TRADEMARK
REEL: 006850 FRAME: 0224

source=Name Chnage from HK to KKH#page13.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page14.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page15.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page16.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page17.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page18.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page19.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page20.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page21.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page22.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page23.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page24.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page25.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page26.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page27.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page28.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page29.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page30.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page31.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page32.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page33.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page34.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page35.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page36.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page37.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page38.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page39.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page40.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page41.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page42.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page43.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page44.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page45.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page46.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page47.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page48.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page49.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page50.tif
 source=Name Chnage from HK to KKH#page51.tif

RECEIPT INFORMATION

ETAS ID: TM538189
 Receipt Date: 08/26/2019
 Fee Amount: \$65

Return to ETAS home page

| [HOME](#) | [INDEX](#) | [SEARCH](#) | [eBUSINESS](#) | [CONTACT US](#) | [PRIVACY STATEMENT](#)

VERIFICATION OF TRANSLATION

Certificate of All of the Registered Particulars of Business Registration
for Koki Holdings Co., Ltd.

I, Eriko SAKAI

Of c/o TSUTSUI & ASSOCIATES of
3F, Shinjuku Gyoen Bldg.,
3-10, Shinjuku 2-chome, Shinjuku-ku,
Tokyo 160-0022, JAPAN,

am a translator of the documents attached, and state that the following is
a true partial translation to the best of my knowledge and belief of
Certificate of All of the Closed Particulars of Business Registration for
Nikko Tanaka Engineering Co., Ltd..

DATED this 13th day of August, 2019

Signature of the Translator



CERTIFICATE OF
ALL OF THE REGISTERED PARTICULARS OF BUSINESS
REGISTRATION

15-1, Konan 2-chome, Minato-ku, Tokyo
Koki Holdings Co., Ltd.

Registration Number	0104-01-038697	
Corporate Name	<u>Hitachi Koki Co., Ltd.</u>	
	Koki Holdings Co., Ltd.	Changed June 1, 2018
		Registered June 1, 2018
Head Office	15-1, Konan 2-chome, Minato-ku, Tokyo	
Method of Public Notice	<u>To be made by electronic public notice.</u> http://www.hitachi-koki.co.jp/koukoku/index.html <u>However, if there are accidents or other unavoidable reasons that prevents electronic public notice, it will be posted in the Nihon Keizai Shimbun.</u>	Changed May 1, 2006
		Registered July 11, 2006
	Publication in the Public Notice	Changed June 1, 2018
		Registered June 1, 2018
	<u>To be made by electronic public notice.</u> http://www.hitachi-koki.co.jp/ir/koukoku/index.html <u>However, if there are accidents or other unavoidable reasons that prevents electronic public notice, it will be posted in the Nihon Keizai Shimbun.</u>	Changed October 15, 2018
		Registered October 16, 2018
		Publication in the Public Notice
Registered June 25, 2019		
Date of Incorporation	December 18, 1948	
Purposes	<ol style="list-style-type: none"> 1. Manufacturing, and merchandising of electric tool, small electric motors, other electrical machinery and apparatus. 2. Manufacturing, and merchandising of small machine tools and apparatus, pneumatic tools, precision tools, other general tools and machinery. 3. Manufacturing, merchandising of electrical machinery and apparatus. 4. Manufacturing, merchandising of laboratory apparatus and instruments, optical apparatus and instruments, medical apparatus and instruments, other precision machinery and apparatus. 5. Lending of products any of the foregoing. 6. Business related to any of the foregoing. 	

Serial No.

(omitted)

This is to certify that the foregoing document is all of the recorded particulars of the Company not closed in the Register of Business Registration.

Dated this 11th day of July 2019

Tokyo Legal Affairs Bureau, Minato Branch Office
Greffier

AkiraTakano (Seal)

Serial No.

履歴事項全部証明書

東京都港区港南二丁目15番1号
工機ホールディングス株式会社

会社法人等番号	0104-01-038697	
商号	日立工機株式会社	
	工機ホールディングス株式会社	平成30年 6月 1日変更 平成30年 6月 1日登記
本店	東京都港区港南二丁目15番1号	
公告をする方法	電子公告により行う。 http://www.hitachi-koki.co.jp/koukou/index.html 但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	平成18年 5月 1日変更 平成18年 7月11日登記
	官報に掲載する方法により行う。	平成30年 6月 1日変更 平成30年 6月 1日登記
	電子公告により行う。 https://www.koki-holdings.co.jp/ir/koukou/index.html 但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	平成30年10月15日変更 平成30年10月16日登記
	官報に掲載する方法により行う。	令和 1年 6月21日変更 令和 1年 6月25日登記
会社成立の年月日	昭和23年12月18日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電動工具、小形電動機、その他電気機械器具の製造及び販売 2. 小形工作機械器具、空気工具、精密工具、その他一般機械器具の製造及び販売 3. 電子機械器具の製造及び販売 4. 理化学機械器具、光学機械器具、医療機械器具、その他精密機械器具の製造及び販売 5. 前各号に掲げた製品の賃貸 6. 前各号に関連する事業 	

単元株式数	100株	平成19年 5月 1日変更
		平成19年 7月13日登記
		平成29年 7月27日廃止
		平成29年 7月31日登記
発行可能株式総数	2億7000万株	平成29年 7月27日変更
		平成29年 7月31日登記
	36株	平成29年 7月27日変更
		平成29年 7月31日登記
	2億株	平成29年 9月29日変更
		平成29年10月 2日登記
	4億株	平成30年 5月23日変更
		平成30年 5月31日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1億2307万2776株	平成29年 5月11日変更
		平成29年 5月15日登記
	発行済株式の総数 9株	平成29年 7月27日変更
		平成29年 7月31日登記
	発行済株式の総数 1億3000万9株	平成29年10月 1日変更
		平成29年10月 2日登記
	発行済株式の総数 1億3000万株	平成29年10月 1日変更
		平成29年10月 2日登記
発行済株式の総数 1億3000万株 各種の株式の数 取得請求権付種類株式 1億3000万株	平成30年 5月23日変更	
	平成30年 5月31日登記	

	発行済株式の総数 2億6000万株 各種の株式の数 普通株式 1億3000万株 取得請求権付種類株式 1億3000万株	平成30年 5月23日変更
	発行済株式の総数 1億3000万株 各種の株式の数 普通株式 1億3000万株	平成30年 5月31日登記
	発行済株式の総数 1億3043万株 各種の株式の数 普通株式 1億3000万株 甲種種類株式 43万株	平成30年 5月23日変更
	発行済株式の総数 1億3073万8900株 各種の株式の数 普通株式 1億3000万株 甲種種類株式 73万8900株	平成30年 5月31日登記
	発行済株式の総数 1億3075万8900株 各種の株式の数 普通株式 1億3000万株 甲種種類株式 75万8900株	平成30年 5月23日変更
	発行済株式の総数 1億3076万9900株 各種の株式の数 普通株式 1億3000万株 甲種種類株式 76万9900株	平成30年 5月31日登記
	発行済株式の総数 1億3082万1900株 各種の株式の数 普通株式 1億3000万株 甲種種類株式 82万1900株	平成30年 8月28日変更
	発行済株式の総数 1億3085万9900株 各種の株式の数 普通株式 1億3000万株 甲種種類株式 85万9900株	平成30年 9月11日登記
発行済株式の総数 1億3085万9900株 各種の株式の数 普通株式 1億3000万株 甲種種類株式 85万9900株	令和 1年 5月30日変更	
発行済株式の総数 1億3085万9900株 各種の株式の数 普通株式 1億3000万株 甲種種類株式 85万9900株	令和 1年 6月 6日登記	
株券を発行する旨の定め	当社は、株式にかかる株券を発行する。 平成29年 7月27日設定	平成29年 7月31日登記

資本金の額	金178億1358万4316円	
	金179億2108万4316円	平成30年 5月23日変更
		平成30年 5月31日登記
	金179億9830万9316円	平成30年 5月23日変更
		平成30年 5月31日登記
	金180億330万9316円	平成30年 5月23日変更
		平成30年 5月31日登記
	金180億605万9316円	平成30年 8月28日変更
		平成30年 9月11日登記
	金180億1905万9316円	平成30年 8月28日変更
	平成30年 9月11日登記	
金180億2950万9316円	令和 1年 5月30日変更	
	令和 1年 6月 6日登記	
金134億7784万5425円	令和 1年 6月17日変更	
	令和 1年 6月25日登記	
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種類の株式の 内容	<p>A種類株式 2億株 取得請求権付種類株式 2億株 A種類株式の内容</p> <p>当社は、A種類株式を有する株主又はA種類株式の登録株式質権者に対して、残余財産の分配を行わない。</p> <p>取得請求権付種類株式の内容</p> <p>取得請求権付種類株式を有する株主は、当社が取得請求権付種類株式1株を取得するのと引換えに当社のA種類株式1株を交付することを請求することができる。ただし、当社の取得請求権付種類株式又はA種類株式について株式の併合、分割、若しくは無償割当て、又は当社を当事会社とする合併、株式交換、株式移転若しくは会社分割等調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社の取締役会が定める合理的な取得条件の調整を行うものとする。</p> <p>平成30年 5月23日変更 平成30年 5月31日登記</p>	
	<p>普通株式 2億株 取得請求権付種類株式 2億株 普通株式の内容</p> <p>当社は、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、残余財産の分配を行わない。</p>	

	<p>取得請求権付種類株式の内容 取得請求権付種類株式を有する株主は、当社が取得請求権付種類株式1株を取得すると引換えに当社の普通株式1株を交付することを請求することができる。ただし、当社の取得請求権付種類株式又は普通株式について株式の併合、分割、若しくは無償割当て、又は当社を当事会社とする合併、株式交換、株式移転若しくは会社分割等調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社の取締役会が定める合理的な取得条件の調整を行うものとする。</p> <p>平成30年 5月23日変更 平成30年 5月31日登記</p> <p>普通株式 2億株 甲種種類株式 2億株</p> <p>普通株式の内容 当社は、当社の発行する普通株式について、その内容として、会社法第108条第2項各号に定める事項についての定めを設けない。</p> <p>甲種種類株式の内容</p> <ol style="list-style-type: none">1. 議決権 甲種種類株式（以下、「本株式」という。）を有する株主（以下、「甲種種類株主」という。）は、株主総会において議決権を有しない。2. 種類株主総会の決議事項 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合、又は、本株式若しくは本株式を目的とする新株予約権に関する募集事項の決定をする場合においては、甲種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。但し、会社法第322条第1項第1号に規定する定款の変更（単元株式数についてのものを除く。）を行う場合はこの限りでない。3. 取得条項 当社は、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、甲種種類株主又は本株式の登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、本第3項の定めに従い、本株式の全部又は一部を取得することができる。<ol style="list-style-type: none">(1) 取得比率 当社が本株式の全部又は一部を取得する場合には、本株式の取得と引換えに、本株式1株につき普通株式1株の割合（以下、「取得比率」という。）で、普通株式を交付する。また、本株式の発行後に、当社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により取得比率を調整するものとする。 調整後取得比率＝調整前取得比率÷分割・併合の比率 なお、本株式の発行後に、当社が、普通株式の無償割当てをする場合、当社の組織再編に伴い取得比率の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて取得比率の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で取得比率の調整を行うものとする。(2) 一部取得 当社が本株式の一部を取得する場合で甲種種類株主が複数存在するときは、比例按分又は当社の取締役会が定める合理的かつ公平な方法による。4. 取得請求権 甲種種類株主は、当社に対し、本株式の発行後いつでも、法令上可能な範囲で、下記(1)に定める場合に、下記(2)に定める取得比率で、当社が普通株式と引き換えに、その保有する本株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（以下、「本取得請求権」という。
--	---

	<p>)。</p> <p>(1) 本取得請求権を行使できる場合 甲種種類株主は、①甲種種類株主（甲種種類株主が従業員持株会若しくは役員持株会である場合には当該持株会の会員）と当会社若しくはその子会社との委任関係若しくは雇用関係が終了した場合、又は、②KKR HK Investment L. P. が当会社の総株主の議決権の5%以上に相当する数の当会社の株式を第三者（KKR HK Investment L. P. の親会社、子会社、関連会社及びKohlberg Kravis Roberts & Co L. P. が直接若しくは間接に支配する事業体を除く。以下同じ。）に譲渡する場合に、本取得請求権を行使することができる。甲種種類株主は、①の場合には、本株式の全部（甲種種類株主が従業員持株会又は役員持株会である場合には、委任関係又は雇用関係が終了する会員の持分に相当する数（1株に満たない端数については切り捨てる。）の本株式）を、また、②の場合には、その保有する本株式の数に、KKR HK Investment L. P. が当該第三者に譲渡する当会社の株式に係る議決権のKKR HK Investment L. P. が当該譲渡前に保有する当会社の株式に係る議決権に対する割合を乗じた数（1株に満たない端数については切り捨てる。）の本株式を、それぞれ上限として、本取得請求権を行使することができる。</p> <p>(2) 取得の条件 本取得請求権の行使により、当会社が本株式の全部又は一部を取得する場合には、本株式の取得と引換えに、本株式1株につき普通株式1株の割合（以下、「取得比率」という。）で、普通株式を交付する。また、本株式の発行後に、当会社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により取得比率を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。 調整後取得比率＝調整前取得比率÷分割・併合の比率 なお、本株式の発行後に、当会社が、普通株式の無償割当てをする場合、当会社の組織再編に伴い取得比率の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて取得比率の調整を必要とする場合には、当会社は必要かつ合理的な範囲で取得比率の調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。 平成30年 5月23日変更 平成30年 5月31日登記</p>
<p>株式の譲渡制限に関する規定</p>	<p>当会社の株式はすべて譲渡制限株式とし、株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株式につき設定された担保権が実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。以下同じ。）された場合における、当該担保権の実行に伴う、担保権者又はその子会社若しくは関連会社に対する譲渡による株式の取得については、取締役会の承認があったものとみなす。 平成29年 9月29日設定 平成29年10月 2日登記</p>
<p>株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所</p>	<p>東京都千代田区大手町二丁目6番2号 東京証券代行株式会社 東京都千代田区大手町二丁目6番2号 東京証券代行株式会社 本店 平成19年11月26日変更 平成19年11月26日登記</p>

	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 本店 平成28年 1月12日変更		平成28年 1月12日登記
役員に関する事項	取締役	<u>前原修身</u>	平成27年 6月29日重任 平成27年 7月13日登記
	取締役	<u>前原修身</u>	平成28年 6月24日重任 平成28年 7月 7日登記
	取締役	<u>前原修身</u>	平成29年 6月27日重任 平成29年 7月10日登記
	取締役	<u>前原修身</u>	平成29年10月 1日重任 平成29年10月 2日登記
	取締役	<u>前原修身</u>	平成30年 6月21日重任 平成30年 7月 3日登記
	取締役	<u>前原修身</u>	令和 1年 6月21日重任 令和 1年 6月25日登記
	取締役	<u>吉田彰</u>	平成27年 6月29日重任 平成27年 7月13日登記
	取締役	<u>吉田彰</u>	平成28年 6月24日重任 平成28年 7月 7日登記
			平成29年 6月27日退任 平成29年 7月10日登記
	取締役	<u>川口恭史</u>	平成27年 6月29日重任 平成27年 7月13日登記
	(社外取締役)		平成28年 6月24日退任 平成28年 7月 7日登記

	取締役	<u>岩田 眞二郎</u>	平成27年 6月29日就任
	(社外取締役)		平成27年 7月13日登記
	取締役	<u>岩田 眞二郎</u>	平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 7日登記
			平成29年 3月31日辞任
			平成29年 4月 5日登記
	取締役	<u>波村 晴子</u>	平成27年 6月29日就任
	(社外取締役)		平成27年 7月13日登記
	取締役	<u>波村 晴子</u>	平成28年 6月24日重任
	(社外取締役)		平成28年 7月 7日登記
	取締役	<u>波村 晴子</u>	平成29年 6月27日重任
	(社外取締役)		平成29年 7月10日登記
	取締役	<u>高萩 光男</u>	平成27年 6月29日就任
			平成27年 7月13日登記
	取締役	<u>高萩 光男</u>	平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 7日登記
	取締役	<u>高萩 光男</u>	平成29年 6月27日重任
			平成29年 7月10日登記
	取締役	<u>妹尾 泰輔</u>	平成28年 6月24日就任
	(社外取締役)		平成28年 7月 7日登記
			平成29年 6月27日退任
			平成29年 7月10日登記

	取締役	<u>山 本 昇</u>	平成28年 6月24日就任
	(社外取締役)		平成28年 7月 7日登記
	取締役	<u>山 本 昇</u>	平成29年 6月27日重任
	(社外取締役)		平成29年 7月10日登記
	取締役	<u>山 本 昇</u>	平成29年10月 1日重任
			平成29年10月 2日登記
	取締役	<u>山 本 昇</u>	平成30年 6月21日重任
			平成30年 7月 3日登記
	取締役	<u>山 本 昇</u>	令和 1年 6月21日重任
			令和 1年 6月25日登記
	取締役	<u>平 野 博 文</u>	平成29年10月 1日就任
			平成29年10月 2日登記
	取締役	<u>平 野 博 文</u>	平成30年 6月21日重任
			平成30年 7月 3日登記
	取締役	<u>平 野 博 文</u>	令和 1年 6月21日重任
			令和 1年 6月25日登記
	取締役	<u>谷 田 川 英 治</u>	平成29年10月 1日就任
			平成29年10月 2日登記
	取締役	<u>谷 田 川 英 治</u>	平成30年 6月21日重任
			平成30年 7月 3日登記
	取締役	<u>谷 田 川 英 治</u>	令和 1年 6月21日重任
			令和 1年 6月25日登記

	取締役	<u>山根 健司</u>	平成29年10月 1日就任
			平成29年10月 2日登記
	取締役	<u>山根 健司</u>	平成30年 6月21日重任
			平成30年 7月 3日登記
	取締役	<u>山根 健司</u>	令和 1年 6月21日重任
			令和 1年 6月25日登記
	取締役	<u>森 澤 篤</u>	平成31年 4月 1日就任
			平成31年 4月 1日登記
	取締役	<u>森 澤 篤</u>	令和 1年 6月21日重任
			令和 1年 6月25日登記
	<u>横浜市戸塚区品濃町564番地1丘の街6号棟</u> <u>11202号</u> 代表取締役		平成29年10月 1日就任
		<u>前 原 修 身</u>	平成29年10月 2日登記
	<u>横浜市戸塚区品濃町564番地1丘の街6号棟</u> <u>11202号</u> 代表取締役		平成30年 6月21日重任
		<u>前 原 修 身</u>	平成30年 7月 3日登記
			平成31年 4月 1日辞任
			平成31年 4月 1日登記
	<u>東京都目黒区三田一丁目4番3-903号恵比寿ガーデンテラス老番館</u> 代表取締役		平成31年 4月 1日就任
		<u>森 澤 篤</u>	平成31年 4月 1日登記
	<u>東京都目黒区三田一丁目4番3-2804号恵比寿ガーデンテラス老番館</u> 代表取締役		令和 1年 5月30日住所移転
		<u>森 澤 篤</u>	令和 1年 6月 6日登記
	<u>東京都目黒区三田一丁目4番3-2804号恵比寿ガーデンテラス老番館</u> 代表取締役		令和 1年 6月21日重任
		<u>森 澤 篤</u>	令和 1年 6月25日登記
	監査役	<u>堀 内 壮 太</u>	平成29年10月 1日就任
			平成29年10月 2日登記

監査役	渋村晴子	平成29年10月1日就任
		平成29年10月2日登記
<u>監査役</u>	<u>高萩光男</u>	平成29年10月1日就任
		平成29年10月2日登記
		令和1年6月21日辞任
		令和1年6月25日登記
監査役	吉成雅人	令和1年6月21日就任
		令和1年6月25日登記
<u>指名委員</u>	<u>川口恭史</u>	平成27年6月29日就任
		平成27年7月13日登記
		平成28年6月24日退任
		平成28年7月7日登記
<u>指名委員</u>	<u>渋村晴子</u>	平成27年6月29日就任
		平成27年7月13日登記
<u>指名委員</u>	<u>渋村晴子</u>	平成28年6月24日重任
		平成28年7月7日登記
<u>指名委員</u>	<u>渋村晴子</u>	平成29年6月27日重任
		平成29年7月10日登記
		平成29年10月1日退任
		平成29年10月2日登記

	指名委員	前原修身	平成27年 6月29日就任
			平成27年 7月13日登記
	指名委員	前原修身	平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 7日登記
	指名委員	前原修身	平成29年 6月27日重任
			平成29年 7月10日登記
			平成29年10月 1日退任
			平成29年10月 2日登記
	指名委員	山本昇	平成28年 6月24日就任
			平成28年 7月 7日登記
	指名委員	山本昇	平成29年 6月27日重任
			平成29年 7月10日登記
平成29年10月 1日退任			
平成29年10月 2日登記			
監査委員	川口恭史	平成27年 6月29日就任	
		平成27年 7月13日登記	
		平成28年 6月24日退任	
		平成28年 7月 7日登記	
監査委員	浜村晴子	平成27年 6月29日就任	
		平成27年 7月13日登記	
監査委員	浜村晴子	平成28年 6月24日重任	
		平成28年 7月 7日登記	
監査委員	浜村晴子	平成29年 6月27日重任	
		平成29年 7月10日登記	
		平成29年10月 1日退任	
		平成29年10月 2日登記	

	<u>監査委員</u>	<u>高萩光男</u>	平成27年 6月29日就任
			平成27年 7月13日登記
	<u>監査委員</u>	<u>高萩光男</u>	平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 7日登記
	<u>監査委員</u>	<u>高萩光男</u>	平成29年 6月27日重任
			平成29年 7月10日登記
			平成29年10月 1日退任
			平成29年10月 2日登記
		<u>監査委員</u>	<u>山本昇</u>
			平成28年 7月 7日登記
<u>監査委員</u>		<u>山本昇</u>	平成29年 6月27日重任
			平成29年 7月10日登記
			平成29年10月 1日退任
			平成29年10月 2日登記
	<u>報酬委員</u>	<u>川口恭史</u>	平成27年 6月29日就任
			平成27年 7月13日登記
			平成28年 6月24日退任
			平成28年 7月 7日登記
	<u>報酬委員</u>	<u>浜村晴子</u>	平成27年 6月29日就任
			平成27年 7月13日登記
	<u>報酬委員</u>	<u>浜村晴子</u>	平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 7日登記
	<u>報酬委員</u>	<u>浜村晴子</u>	平成29年 6月27日重任
			平成29年 7月10日登記
			平成29年10月 1日退任
			平成29年10月 2日登記

	報酬委員	前原修身	平成27年 6月29日就任
			平成27年 7月13日登記
	報酬委員	前原修身	平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 7日登記
	報酬委員	前原修身	平成29年 6月27日重任
			平成29年 7月10日登記
			平成29年10月 1日退任
			平成29年10月 2日登記
	報酬委員	妹尾泰輔	平成28年 6月24日就任
			平成28年 7月 7日登記
平成29年 6月27日退任			
平成29年 7月10日登記			
報酬委員	山本昇	平成29年 6月27日就任	
		平成29年 7月10日登記	
		平成29年10月 1日退任	
		平成29年10月 2日登記	
執行役	前原修身	平成27年 6月29日就任	
		平成27年 7月13日登記	
執行役	前原修身	平成28年 4月 1日重任	
		平成28年 4月 5日登記	
執行役	前原修身	平成29年 4月 1日重任	
		平成29年 4月 5日登記	
		平成29年10月 1日退任	
		平成29年10月 2日登記	

	執行役	<u>吉田彰</u>	平成27年 6月29日就任
			平成27年 7月13日登記
	執行役	<u>吉田彰</u>	平成28年 4月 1日重任
			平成28年 4月 5日登記
			平成29年 3月31日退任
			平成29年 4月 5日登記
	執行役	<u>北松義仁</u>	平成27年 6月29日就任
			平成27年 7月13日登記
	執行役	<u>北松義仁</u>	平成28年 4月 1日重任
			平成28年 4月 5日登記
			平成29年 3月31日退任
			平成29年 4月 5日登記
	執行役	<u>田中洋一郎</u>	平成27年 6月29日就任
			平成27年 7月13日登記
	執行役	<u>田中洋一郎</u>	平成28年 4月 1日重任
			平成28年 4月 5日登記
	執行役	<u>田中洋一郎</u>	平成29年 4月 1日重任
			平成29年 4月 5日登記
		平成29年10月 1日退任	
		平成29年10月 2日登記	

	執行役	<u>吉水智海</u>	平成27年 6月29日就任
			平成27年 7月13日登記
	執行役	<u>吉水智海</u>	平成28年 4月 1日重任
			平成28年 4月 5日登記
	執行役	<u>吉水智海</u>	平成29年 4月 1日重任
			平成29年 4月 5日登記
			平成29年10月 1日退任
			平成29年10月 2日登記
		執行役	<u>吉成雅人</u>
			平成27年 7月13日登記
執行役		<u>吉成雅人</u>	平成28年 4月 1日重任
			平成28年 4月 5日登記
執行役		<u>吉成雅人</u>	平成29年 4月 1日重任
			平成29年 4月 5日登記
			平成29年10月 1日退任
			平成29年10月 2日登記
		執行役	<u>福井泰</u>
			平成27年 7月13日登記
	執行役	<u>福井泰</u>	平成28年 4月 1日重任
			平成28年 4月 5日登記
	執行役	<u>福井泰</u>	平成29年 4月 1日重任
			平成29年 4月 5日登記
			平成29年10月 1日退任
			平成29年10月 2日登記

	<u>執行役</u>	<u>原 田 睦 生</u>	平成27年 6月29日就任
			平成27年 7月13日登記
			平成28年 4月 1日重任
	<u>執行役</u>	<u>原 田 睦 生</u>	平成28年 4月 5日登記
			平成29年 4月 1日重任
			平成29年 4月 5日登記
	<u>執行役</u>	<u>原 田 睦 生</u>	平成29年10月 1日退任
			平成29年10月 2日登記
	<u>執行役</u>	<u>田 代 和 男</u>	平成27年 6月29日就任
			平成27年 7月13日登記
			平成28年 4月 1日重任
<u>執行役</u>		<u>田 代 和 男</u>	平成28年 4月 5日登記
			平成29年 4月 1日重任
			平成29年 4月 5日登記
<u>執行役</u>		<u>田 代 和 男</u>	平成29年10月 1日退任
			平成29年10月 2日登記
<u>執行役</u>	<u>瀬 尾 文 昌</u>	平成28年 4月 1日就任	
		平成28年 4月 5日登記	
	<u>執行役</u>	<u>瀬 尾 文 昌</u>	平成29年 4月 1日重任
			平成29年 4月 5日登記
			平成29年10月 1日退任
			平成29年10月 2日登記

	<u>執行役</u>	<u>湯本寛文</u>	平成28年 4月 1日就任
			平成28年 4月 5日登記
	<u>執行役</u>	<u>湯本寛文</u>	平成29年 4月 1日重任
			平成29年 4月 5日登記
			平成29年10月 1日退任
			平成29年10月 2日登記
<u>執行役</u>	<u>横山光聖</u>	平成29年 4月 1日就任	
		平成29年 4月 5日登記	
		平成29年10月 1日退任	
		平成29年10月 2日登記	
<u>執行役</u>	<u>川野辺収</u>	平成29年 4月 1日就任	
		平成29年 4月 5日登記	
		平成29年10月 1日退任	
		平成29年10月 2日登記	
<u>執行役</u>	<u>高野信宏</u>	平成29年 4月 1日就任	
		平成29年 4月 5日登記	
		平成29年10月 1日退任	
		平成29年10月 2日登記	
<u>執行役</u>	<u>ホルスト・ガルプレヒト</u>	平成29年 4月 1日就任	
		平成29年 4月 5日登記	
		平成29年10月 1日退任	
		平成29年10月 2日登記	
<u>執行役</u>	<u>森井大吾</u>	平成29年 4月 1日就任	
		平成29年 4月 5日登記	
		平成29年10月 1日退任	
		平成29年10月 2日登記	

横浜市戸塚区品濃町564番地1丘の街6号棟 1202号 代表執行役	前原修身	平成27年 6月29日就任
		平成27年 7月13日登記
		平成28年 4月 1日重任
		平成28年 4月 5日登記
		平成29年 4月 1日重任
		平成29年 4月 5日登記
		平成29年10月 1日退任
		平成29年10月 2日登記
		平成28年 4月 1日就任
		平成28年 4月 5日登記
川崎市多摩区南生田一丁目10番6号 代表執行役	北松義仁	平成29年 3月31日退任
		平成29年 4月 5日登記
		平成27年 6月29日重任
		平成27年 7月13日登記
		平成28年 6月24日重任
		平成28年 7月 7日登記
		平成29年 6月27日重任
		平成29年 7月10日登記
		平成30年 6月21日重任
		平成30年 7月 3日登記
会計監査人	新日本有限責任監査法人	平成30年 7月 1日新日本有限責任監査法人の名称変更
		平成30年 7月 3日登記
		令和 1年 6月21日重任
会計監査人	EY新日本有限責任監査法人	令和 1年 6月25日登記

<p>取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定</p>	<p>当社は、取締役会の決議により、法令の定める限度内で、会社法第423条第1項の取締役の責任を免除することができる。 当社は、取締役会の決議により、法令の定める限度内で、会社法第423条第1項の執行役の責任を免除することができる。 平成27年 6月29日変更 平成27年 7月13日登記</p> <p>当社は、取締役会の決議により、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。 当社は、取締役会の決議により、会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。 平成29年10月 1日変更 平成29年10月 2日登記</p>
<p>非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定</p>	<p>当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、その取締役の会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。 平成27年 6月29日変更 平成27年 7月13日登記</p> <p>当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、その取締役の会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。 当社は、監査役との間で、その監査役の会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。 平成29年10月 1日変更 平成29年10月 2日登記</p>
<p>新株予約権</p>	<p>日立工機株式会社2015年新株予約権 新株予約権の数 388個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。 また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 新株予約権1個につき8万3100円</p>

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2015年8月22日から2045年8月21日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成27年 8月21日発行

平成27年 8月31日登記

平成29年3月29日新株予約権全部放棄

平成29年 3月29日登記

第1回A種新株予約権

新株予約権の数

50万個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式（以下、「普通株式」という。）50万株とし、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。

但し、割当日以降に当社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により対象株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

なお、本新株予約権の割当日以後に、当社が、普通株式の無償割当をする場合、当社の組織再編に伴い対象株式数の調整を必要とする場合、その他これ

らの場合に準じて対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で対象株式数の調整を行うものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記に定義する。）に対象株式数を乗じた額とする。

②本新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合における普通株式1株当たりの価額（以下、「行使価額」という。）は、500円とする。

行使価額の調整

①当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

(i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当をする場合、次の算式により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当の効力が生ずる日（株式無償割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当の場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当前発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当後発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

(ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

②上記①に掲げた事由によるほか、行使価額を変更することが適切な場合は、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。

③行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

新株予約権を行使することができる期間

2020年5月24日から2028年5月24日（同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日）までとする。

新株予約権の行使の条件

①本新株予約権は次に定めるいずれかの場合に限り行使することができる。

(i) 普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場する場合

(ii) 当社の発行済株式に係る議決権の総数に占める、割当日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主（以下、「本支配株主」という。）が、その保有する当社の株式を譲渡した結果、保有する当社の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率（但し、本支配株主の親会社、子会社、関連会社及びKohlberg Kravis Roberts & Co., L.P. が直接又は間接に支配する事業体（以下、総称して「本支配株主関連者」という。）が当社に対して議決権を有する場合には、当該議決権の数を本支配株

主が保有する当社の株式に係る議決権を合算するものとする。以下同じ。)が50%以下になるような、第三者(本支配株主関連者を除く。以下同じ。)に対する当社の株式の譲渡を行おうとする場合

(iii) 本支配株主が、その保有する当社の株式を、第三者に対して譲渡する場合であって、譲渡する当社の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率が5%以上になる場合

(iv) 正当な事由により、本新株予約権者が当社又は当社の子会社(以下、「当社等」という。)の役員等(取締役、監査役及び執行役のほか、執行役員、理事その他当社の社内規則により役員として認められる地位を総称していう。以下同じ。)又は従業員のいずれでもなくなった場合。なお、「正当な事由」とは、本新株予約権者について、死亡又は病気等により職務執行が著しく困難又は不可能となること、その当社グループにおける報酬又は職務若しくは役割が著しく減少すること、その他当社の取締役会がこれらに準じる事由であると合理的に認める事由をいい、①本新株予約権者が当社の社内規則に定める役員等の定年に達したことを斟酌し任期満了により退任すること又は定年退職により、権利者が発行会社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった場合、及び、②本新株予約権者が当社等から退任又は退職するに際して、当社の取締役会において別途承認した場合を含む。以下も同様とする。

(v) 正当な事由以外の事由により、本新株予約権者が当社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった場合

②上記①にかかわらず、本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社の取締役会において、本新株予約権の行使を認めるべき合理的な理由があるものとして、別途の決議を行った場合にはこの限りでない。

(i) 本新株予約権者が、正当な事由により、当社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった日から180日を経過した場合

(ii) 本新株予約権者が、正当な事由以外の事由により、当社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった日から30日を経過した場合

(iii) 本新株予約権者が、破産手続、民事再生手続、特別清算又は会社更生手続の開始の申立を受け又は自らこれを申し立てた場合

③一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社取締役会が定める日において、無償で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。

平成30年 5月23日発行

平成30年 5月31日登記

第2回A種新株予約権

新株予約権の数

4万個

3万個

令和 1年 5月14日変更 令和 1年 5月28日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式(以下、「普通株式」という。)4万株とし、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式

の数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。

但し、割当日以降に当社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により対象株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、本新株予約権の割当日以後に、当社が、普通株式の無償割当をする場合、当社の組織再編に伴い対象株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で対象株式数の調整を行うものとする。

本新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式（以下、「普通株式」という。）3万株とし、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。

但し、割当日以降に当社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により対象株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、本新株予約権の割当日以後に、当社が、普通株式の無償割当をする場合、当社の組織再編に伴い対象株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で対象株式数の調整を行うものとする。

令和1年5月14日変更 令和1年5月28日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記に定義する。）に対象株式数を乗じた額とする。

②本新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合における普通株式1株当たりの価額（以下、「行使価額」という。）は、500円とする。

行使価額の調整

①当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

(i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当をする場合、次の算式により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当の効力が生ずる日（株式無償割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当の場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当前発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当後発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

分割前発行済普通株式数

調整後行使価額＝調整前行使価額×

分割後発行済普通株式数

(ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

併合前発行済普通株式数

調整後行使価額＝調整前行使価額×

併合後発行済普通株式数

②上記①に掲げた事由によるほか、行使価額を変更することが適切な場合は、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする（本新株予約権者が米国の納税者である場合には、当該調整は、1986年米国内国歳入法（その後の改正を含む。）のSection 409Aを遵守して行われるものとする。）。

③行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

新株予約権を行使することができる期間

2020年5月24日から2028年5月24日（同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日）までとする。

新株予約権の行使の条件

①本新株予約権は次に定めるいずれかの場合に限り行使することができる。

(i) 普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場する場合

(ii) 当社の発行済株式に係る議決権の総数に占める、割当日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主（以下、「本支配株主」という。）が、その保有する当社の株式を譲渡した結果、保有する当社の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率（但し、本支配株主の親会社、子会社、関連会社及びKohiberg Kravis Roberts & Co. L.P. が直接又は間接に支配する事業体（以下、総称して「本支配株主関連者」という。）が当社に対して議決権を有する場合には、当該議決権の数を本支配株主が保有する当社の株式に係る議決権を合算するものとする。以下同じ。）が50%以下になるような、第三者（本支配株主関連者を除く。以下同じ。）に対する当社の株式の譲渡を行おうとする場合

(iii) 本支配株主が、その保有する当社の株式を、第三者に対して譲渡する場合であって、譲渡する当社の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率が5%以上になる場合

(iv) 正当な事由により、本新株予約権者が当社又は当社の子会社（以下、「当社等」という。）の役員等（取締役、監査役及び執行役のほか、執行役員、理事その他当社の社内規則により役員として認められる地位を総称していう。以下同じ。）又は従業員のいずれでもなくなった場合。なお、「正当な事由」とは、本新株予約権者について、死亡又は病気等により職務執行が著しく困難又は不可能となること、その当社グループにおける報酬又は職務若しくは役割が著しく減少すること、その他当社の取締役会がこれらに準じる事由であると合理的に認める事由をいい、①本新株予約権者が当社の社内規則に定める役員等の定年に達したことを斟酌し任期満了により退任すること又は定年退職により、権利者が発行会社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった場合、及び、②本新株予約権者が当社等から退任又は退職するに際して、当社の取締役会において別途承認した場合を含む。以下も同様とする。

(v) 正当な事由以外の事由により、本新株予約権者が当社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった場合

②上記①にかかわらず、本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、(a) 当社の取締役会において、本新株予約権の行使を認めるべき合理的な理由があるものとして、別途の決議を行った場合で、かつ、(b) 米国の納税者である本新株予約権者については、当該行使が1986年米国内国歳入法（その後の改正を含む。）のSection 409Aに違反しない場合にはこの限りでない。

- (i) 本新株予約権者が、正当な事由により、当社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった日から180日を経過した場合
- (ii) 本新株予約権者が、正当な事由以外の事由により、当社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった日から30日を経過した場合
- (iii) 本新株予約権者が、破産手続、民事再生手続、特別清算又は会社更生手続の開始の申立を受け又は自らこれを申し立てた場合

③ 一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社取締役会が定める日において、無償で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。

平成30年 5月23日発行

平成30年 5月31日登記

第1回B種新株予約権

新株予約権の数

203万個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的たる株式の種類及び数は当社普通株式（以下、「普通株式」という。）203万株とし、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。

但し、割当日以降に当社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により対象株式数を調整し、調整により生ずる上株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

なお、本新株予約権の割当日以後に、当社が、普通株式の無償割当をする場合、当社の組織再編に伴い対象株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で対象株式数の調整を行うものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
本新株予約権1個につき1円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記に定義する。）に対象株式数を乗じた額とする。

② 本新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合における普通株式1株当たりの価額（以下、「行使価額」という。）は、50.0円とする。

行使価額の調整

① 当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

- (i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当をする場合、次の算式により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当の効力が生ずる日（株式無償割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当の場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当前発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式

数」は「株式無償割当後発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

分割前発行済普通株式数

調整後行使価額＝調整前行使価額×

分割後発行済普通株式数

- (ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

併合前発行済普通株式数

調整後行使価額＝調整前行使価額×

併合後発行済普通株式数

- ②上記①に掲げた事由によるほか、行使価額を変更することが適切な場合は、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。
③行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

新株予約権を行使することができる期間

2018年5月24日から2028年5月24日（同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日）までとする。

新株予約権の行使の条件

①本新株予約権は次に定めるいずれかの場合に限り行使することができる。

(i) 普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場する場合

(ii) 当社の発行済株式に係る議決権の総数に占める、割当日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主（以下、「本支配株主」という。）が、その保有する当社の株式を譲渡した結果、保有する当社の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率（但し、本支配株主の親会社、子会社、関連会社及びKoh-Iberg Kravis Roberts & Co., L.P. が直接又は間接に支配する事業体（以下、総称して「本支配株主関連者」という。）が当社に対して議決権を有する場合には、当該議決権の数を本支配株主が保有する当社の株式に係る議決権を合算するものとする。以下同じ。）が50%以下になるような、第三者（本支配株主関連者を除く。以下同じ。）に対する当社の株式の譲渡を行おうとする場合

(iii) 本支配株主が、その保有する当社の株式を、第三者に対して譲渡する場合であって、譲渡する当社の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率が5%以上になる場合

(iv) 正当な事由により、本新株予約権者が当社又は当社の子会社（以下、「当社等」という。）の役員等（取締役、監査役及び執行役のほか、執行役員、理事その他当社の社内規則により役員として認められる地位を総称していう。以下同じ。）又は従業員のいずれでもなくなった場合（但し、下記(vi)に該当する場合を除く。）なお、「正当な事由」とは、本新株予約権者について、死亡又は病気等により職務執行が著しく困難又は不可能となること、その当社グループにおける報酬又は職務若しくは役割が著しく減少すること、その他当社の取締役会がこれらに準じる事由であると合理的に認める事由をいい、以下も同様とする。

(v) 正当な事由以外の事由により、本新株予約権者が当社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった場合（但し、下記(vi)に該当する場合を除く。)

(vi) ①本新株予約権者が、当社の社内規則に定める役員等の定年に達したことを斟酌し任期満了により退任すること若しくは定年退職により、

本新株予約権者が当社等の役員等若しくは従業員のいずれでもなくなった場合、又は、②本新株予約権者が当社等から退任若しくは退職するに際して、当社の取締役会において別途承認した場合（以下、「定年退職等」という。）

②上記①にかかわらず、本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社の取締役会において本新株予約権の行使を認めるべき合理的な理由があるものとして、別途の決議を行った場合にはこの限りでない。

- (i) 本新株予約権者が、正当な事由により（但し、定年退職等による場合を除く。）、当社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった日から180日を経過した場合
- (ii) 本新株予約権者が、正当な事由以外の事由により（但し、定年退職等による場合を除く。）、当社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった日から30日を経過した場合
- (iii) ①本新株予約権者が、定年退職等により、当社等の役員等又は従業員を退任若しくは退職し、そのいずれでもなくなった場合であり、かつ、②当該本新株予約権者と本支配株主との間で別途締結される経営委任契約上の義務が終了した場合、又は、当該新株予約権者が当該義務に違反し、当該違反が治癒されずに10日間が経過した場合
- (iv) 本新株予約権者が、破産手続、民事再生手続、特別清算又は会社更生手続の開始の申立を受け又は自らこれを申し立てた場合

③一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社取締役会が定める日において、無償で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。

平成30年 5月23日発行

平成30年 5月31日登記

第1回C種新株予約権

新株予約権の数

180万8000個

180万6000個

平成30年 8月31日変更

平成30年 9月12日登記

180万4000個

平成31年 1月31日変更

平成31年 2月 6日登記

180万2000個

平成31年 2月28日変更

平成31年 3月 6日登記

180万個

平成31年 4月30日変更

令和 1年 5月 7日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式（以下、「普通株式」という。）180万8000株とし、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。但し、割当日以降に当社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により対象株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

なお、本新株予約権の割当日以後に、当社が、普通株式の無償割当をする場合、当社の組織再編に伴い対象株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で対象株式数の調整を行うものとする。

本新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式（以下、「普通株式」という。）180万6000株とし、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。但し、割当日以降に当社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により対象株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、本新株予約権の割当日以後に、当社が、普通株式の無償割当をする場合、当社の組織再編に伴い対象株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で対象株式数の調整を行うものとする。

平成30年 8月31日変更 平成30年 9月12日登記

本新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式（以下、「普通株式」という。）180万4000株とし、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。但し、割当日以降に当社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により対象株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、本新株予約権の割当日以後に、当社が、普通株式の無償割当をする場合、当社の組織再編に伴い対象株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で対象株式数の調整を行うものとする。

平成31年 1月31日変更 平成31年 2月 6日登記

本新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式（以下、「普通株式」という。）180万2000株とし、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。但し、割当日以降に当社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により対象株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、本新株予約権の割当日以後に、当社が、普通株式の無償割当をする場合、当社の組織再編に伴い対象株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で対象株式数の調整を行うものとする。

平成31年 2月28日変更 平成31年 3月 6日登記

本新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式（以下、「普通株式」という。）180万株とし、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。但し、割当日以降に当社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により対象株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、本新株予約権の割当日以後に、当社が、普通株式の無償割当をする場合、当社の組織再編に伴い対象株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で対象株式数の調整を行うものとする。

平成31年 4月30日変更 令和 1年 5月 7日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- ①各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記に定義する。）に対象株式数を乗じた額とする。
- ②本新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合における普通株式1株当たりの価額（以下、「行使価額」という。）は、500円とする。

行使価額の調整

①当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

- (i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当をする場合、次の算式により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当の効力が生ずる日（株式無償割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当の場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当前発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当後発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

- (ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

②上記①に掲げた事由によるほか、行使価額を変更することが適切な場合は、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。

③行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

新株予約権を行使することができる期間

2020年5月24日から2028年5月24日（同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日）までとする。

新株予約権の行使の条件

①本新株予約権は次に定めるいずれかの場合に限り行使することができる。

(i) 普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場する場合

(ii) 当社の発行済株式に係る議決権の総数に占める、割当日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主（以下、「本支配株主」という。）が、その保有する当社の株式を譲渡した結果、保有する当社の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率（但し、本支配株主の親会社、子会社、関連会社及びKohlberg Kravis Roberts & Co. L.P. が直接又は間接に支配する事業体（以下、総称して「本支配株主関連者」という。）が当社に対して議決権を有する場合には、当該議決権の数を本支配株主が保有する当社の株式に係る議決権を合算するものとする。以下同

COOPY

じ。)が50%以下になるような、第三者(本支配株主関連者を除く。以下同じ。)に対する当社の株式の譲渡を行おうとする場合

(iii) 本支配株主が、その保有する当社の株式を、第三者に対して譲渡する場合であって、譲渡する当社の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率が5%以上になる場合

(iv) 正当な事由により、本新株予約権者が当社又は当社の子会社(以下、「当社等」という。)の役員等(取締役、監査役及び執行役のほか、執行役員、理事その他当社の社内規則により役員として認められる地位を総称している。以下同じ。)又は従業員のいずれでもなくなった場合。なお、「正当な事由」とは、本新株予約権者について、死亡又は病気等により職務執行が著しく困難又は不可能となること、その当社グループにおける報酬又は職務若しくは役割が著しく減少すること、その他当社の取締役会がこれらに準じる事由であると合理的に認める事由をいい、①本新株予約権者が当社の社内規則に定める役員等の定年に達したことを斟酌し任期満了により退任すること又は定年退職により、権利者が発行会社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった場合、及び、②本新株予約権者が当社等から退任又は退職するに際して、当社の取締役会において別途承認した場合を含む。以下も同様とする。

(v) 正当な事由以外の事由により、本新株予約権者が当社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった場合

②上記①にかかわらず、本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社の取締役会において、本新株予約権の行使を認めるべき合理的な理由があるものとして、別途の決議を行った場合にはこの限りでない。

(i) 本新株予約権者が、正当な事由により、当社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった日から180日を経過した場合

(ii) 本新株予約権者が、正当な事由以外の事由により、当社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった日から30日を経過した場合

(iii) 本新株予約権者が、破産手続、民事再生手続、特別清算又は会社更生手続の開始の申立を受け又は自らこれを申し立てた場合

③一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社取締役会が定める日において、無償で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。

平成30年 5月23日発行

平成30年 5月31日登記

第2回C種新株予約権

新株予約権の数

29万個

24万個

令和 1年 5月14日変更 令和 1年 5月28日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式(以下、「普通株式」という。)29万株とし、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式の数(以下、「対象株式数」という。)は、1株とする。但し、割当日以

降に当社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により対象株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、本新株予約権の割当日以後に、当社が、普通株式の無償割当をする場合、当社の組織再編に伴い対象株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で対象株式数の調整を行うものとする。

本新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式（以下、「普通株式」という。）24万株とし、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。但し、割当日以降に当社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により対象株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、本新株予約権の割当日以後に、当社が、普通株式の無償割当をする場合、当社の組織再編に伴い対象株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で対象株式数の調整を行うものとする。

令和1年5月14日変更 令和1年5月28日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記に定義する。）に対象株式数を乗じた額とする。

②本新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合における普通株式1株当たりの価額（以下、「行使価額」という。）は、500円とする。

行使価額の調整

①当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

(i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当をする場合、次の算式により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当の効力が生ずる日（株式無償割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当の場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当前発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当後発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

分割前発行済普通株式数

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times$$

分割後発行済普通株式数

(ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

併合前発行済普通株式数

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times$$

併合後発行済普通株式数

②上記①に掲げた事由によるほか、行使価額を変更することが適切な場合

は、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする（本新株予約権者が米国の納税者である場合には、当該調整は、1986年米国内国歳入法（その後の改正も含む。）のSection 409Aを遵守して行われるものとする。）。

③行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

新株予約権を行使することができる期間

2020年5月24日から2028年5月24日（同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日）までとする。

新株予約権の行使の条件

①本新株予約権は次に定めるいずれかの場合に限り行使することができる。

(i) 普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場する場合

(ii) 当社の発行済株式に係る議決権の総数に占める、割当日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主（以下、「本支配株主」という。）が、その保有する当社の株式を譲渡した結果、保有する当社の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率（但し、本支配株主の親会社、子会社、関連会社及びKohlberg Kravis Roberts & Co. L.P. が直接又は間接に支配する事業体（以下、総称して「本支配株主関連者」という。）が当社に対して議決権を有する場合には、当該議決権の数を本支配株主が保有する当社の株式に係る議決権を合算するものとする。以下同じ。）が50%以下になるような、第三者（本支配株主関連者を除く。以下同じ。）に対する当社の株式の譲渡を行おうとする場合

(iii) 本支配株主が、その保有する当社の株式を、第三者に対して譲渡する場合であって、譲渡する当社の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率が5%以上になる場合

(iv) 正当な事由により、本新株予約権者が当社又は当社の子会社（以下、「当社等」という。）の役員等（取締役、監査役及び執行役のほか、執行役員、理事その他当社の社内規則により役員として認められる地位を総称していう。以下同じ。）又は従業員のいずれでもなくなった場合。なお、「正当な事由」とは、本新株予約権者について、死亡又は病気等により職務執行が著しく困難又は不可能となること、その当社グループにおける報酬又は職務若しくは役割が著しく減少すること、その他当社の取締役会がこれらに準じる事由であると合理的に認める事由をいい、①本新株予約権者が当社の社内規則に定める役員等の定年に達したことを斟酌し任期満了により退任すること又は定年退職により、権利者が発行会社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった場合、及び、②本新株予約権者が当社等から退任又は退職するに際して、当社の取締役会において別途承認した場合を含む。以下も同様とする。

(v) 正当な事由以外の事由により、本新株予約権者が当社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった場合

②上記①にかかわらず、本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、(a) 当社の取締役会において、本新株予約権の行使を認めるべき合理的な理由があるものとして、別途の決議を行った場合で、かつ、(b) 米国の納税者である本新株予約権者については、当該行使が1986年米国内国歳入法（その後の改正を含む。）のSection 409Aに違反しない場合にはこの限りでない。

(i) 本新株予約権者が、正当な事由により、当社等の役員等又は従業員の

いずれでもなくなった日から180日を経過した場合

(ii) 本新株予約権者が、正当な事由以外の事由により、当社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった日から30日を経過した場合

(iii) 本新株予約権者が、破産手続、民事再生手続、特別清算又は会社更生手続の開始の申立を受け又は自らこれを申し立てた場合

③ 一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社取締役会が定める日において、無償で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。

平成30年 5月23日発行

平成30年 5月31日登記

第3回A種新株予約権

新株予約権の数

14万個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式（以下、「普通株式」という。）14万株とし、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。

但し、割当日以降に当社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により対象株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、本新株予約権の割当日以後に、当社が、普通株式の無償割当をする場合、当社の組織再編に伴い対象株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で対象株式数の調整を行うものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記に定義する。）に対象株式数を乗じた額とする。

② 本新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合における普通株式1株当たりの価額（以下、「行使価額」という。）は、500円とする。

行使価額の調整

① 当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

(i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当をする場合、次の算式により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当の効力が生ずる日（株式無償割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当の場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当前発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当後発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

分割前発行済普通株式数
調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$

- (ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

併合前発行済普通株式数
調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$

- ②上記①に掲げた事由によるほか、行使価額を変更することが適切な場合は、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする（本新株予約権者が米国の納税者である場合には、当該調整は、1986年米国内国歳入法（その後の改正を含む。）のSection 409Aを遵守して行われるものとする。）。

- ③行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

新株予約権を行使することができる期間

2020年6月29日から2028年6月29日（同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日）までとする。

新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権は次に定めるいずれかの場合に限り行使することができる。

(i) 普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場する場合

(ii) 当社の発行済株式に係る議決権の総数に占める、割当日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主（以下、「本支配株主」という。）が、その保有する当社の株式を譲渡した結果、保有する当社の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率（但し、本支配株主の親会社、子会社、関連会社及びKohlberg Kravis Roberts & Co. L. P. が直接又は間接に支配する事業体（以下、総称して「本支配株主関連者」という。）が当社に対して議決権を有する場合には、当該議決権の数を本支配株主が保有する当社の株式に係る議決権を合算するものとする。以下同じ。）が50%以下になるような、第三者（本支配株主関連者を除く。以下同じ。）に対する当社の株式の譲渡を行おうとする場合

(iii) 本支配株主が、その保有する当社の株式を、第三者に対して譲渡する場合であって、譲渡する当社の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率が5%以上になる場合

(iv) 正当な事由により、本新株予約権者が当社又は当社の子会社（以下、「当社等」という。）の役員等（取締役、監査役及び執行役のほか、執行役員、理事その他当社の社内規則により役員として認められる地位を総称していう。以下同じ。）又は従業員のいずれでもなくなった場合。なお、「正当な事由」とは、本新株予約権者について、死亡又は病気等により職務執行が著しく困難又は不可能となること、その当社グループにおける報酬又は職務若しくは役割が著しく減少すること、その他当社の取締役会がこれらに準じる事由であると合理的に認める事由をいい、①本新株予約権者が当社の社内規則に定める役員等の定年に達したことを斟酌し任期満了により退任すること又は定年退職により、権利者が発行会社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった場合、及び、②本新株予約権者が当社等から退任又は退職するに際して、当社の取締役会において別途承認した場合を含む。以下も同様とする。

(v) 正当な事由以外の事由により、本新株予約権者が当社等の役員等又は従業員の内いずれでもなくなった場合

②上記①にかかわらず、本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、(a) 当社の取締役会において、本新株予約権の行使を認めるべき合理的な理由があるものとして、別途の決議を行った場合で、かつ、(b) 米国の納税者である本新株予約権者については、当該行使が1986年米国内国歳入法（その後の改正を含む。）のSection 409Aに違反しない場合にはこの限りでない。

(i) 本新株予約権者が、正当な事由により、当社等の役員等又は従業員の内いずれでもなくなった日から180日を経過した場合

(ii) 本新株予約権者が、正当な事由以外の事由により、当社等の役員等又は従業員の内いずれでもなくなった日から30日を経過した場合

(iii) 本新株予約権者が、破産手続、民事再生手続、特別清算又は会社更生手続の開始の申立を受け又は自らこれを申し立てた場合

③一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社取締役会が定める日において、無償で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。

平成30年 6月28日発行

平成30年 7月11日登記

第3回C種新株予約権

新株予約権の数

78万個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的たる株式の種類及び数は当社普通株式（以下、「普通株式」という。）78万株とし、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。

但し、割当日以降に当社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により対象株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

なお、本新株予約権の割当日以後に、当社が、普通株式の無償割当をする場合、当社の組織再編に伴い対象株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で対象株式数の調整を行うものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記に定義する。）に対象株式数を乗じた額とする。

②本新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合における普通株式1株当たりの価額（以下、「行使価額」という。）は、500円とする。

行使価額の調整

①当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

- (i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当をする場合、次の算式により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当の効力が生ずる日（株式無償割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当の場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当前発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当後発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

- (ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ②上記①に掲げた事由によるほか、行使価額を変更することが適切な場合は、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする（本新株予約権者が米国の納税者である場合には、当該調整は、1986年米国内国歳入法（その後の改正を含む。）のSection 409Aを遵守して行われるものとする。）。

- ③行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

新株予約権を行使することができる期間

2020年6月29日から2028年6月29日（同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日）までとする。

新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権は次に定めるいずれかの場合に限り行使することができる。

(i) 普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場する場合

(ii) 当社の発行済株式に係る議決権の総数に占める、割当日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主（以下、「本支配株主」という。）が、その保有する当社の株式を譲渡した結果、保有する当社の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率（但し、本支配株主の親会社、子会社、関連会社及びKohlberg Kravis Roberts & Co. L. P. が直接又は間接に支配する事業体（以下、総称して「本支配株主関連者」という。）が当社に対して議決権を有する場合には、当該議決権の数を本支配株主が保有する当社の株式に係る議決権を合算するものとする。以下同じ。）が50%以下になるような、第三者（本支配株主関連者を除く。以下同じ。）に対する当社の株式の譲渡を行おうとする場合

(iii) 本支配株主が、その保有する当社の株式を、第三者に対して譲渡する場合であって、譲渡する当社の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率が5%以上になる場合

(iv) 正当な事由により、本新株予約権者が当社又は当社の子会社（以下、「当社等」という。）の役員等（取締役、監査役及び執行役のほか、執行役員、理事その他当社の社内規則により役員として認められる地位を総称していう。以下同じ。）又は従業員のいずれでもなくなった場合。なお、「正当な事由」とは、本新株予約権者について、死亡又

は病気等により職務執行が著しく困難又は不可能となること、その当社グループにおける報酬又は職務若しくは役割が著しく減少すること、その他当社の取締役会がこれらに準じる事由であると合理的に認める事由をいい、①本新株予約権者が当社の社内規則に定める役員等の定年に達したことを斟酌し任期満了により退任すること又は定年退職により、権利者が発行会社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった場合、及び、②本新株予約権者が当社等から退任又は退職するに際して、当社の取締役会において別途承認した場合を含む。以下も同様とする。

(v) 正当な事由以外の事由により、本新株予約権者が当社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった場合

②上記①にかかわらず、本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、(a) 当社の取締役会において、本新株予約権の行使を認めるべき合理的な理由があるものとして別途の決議を行った場合で、かつ、(b) 米国の納税者である本新株予約権者については、当該行使が1986年米国内国歳入法（その後の改正を含む。）のSection 409Aに違反しない場合にはこの限りでない。

(i) 本新株予約権者が、正当な事由により、当社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった日から180日を経過した場合

(ii) 本新株予約権者が、正当な事由以外の事由により、当社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった日から30日を経過した場合

(iii) 本新株予約権者が、破産手続、民事再生手続、特別清算又は会社更生手続の開始の申立を受け又は自らこれを申し立てた場合

③一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社取締役会が定める日において、無償で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。

平成30年 6月28日発行

平成30年 7月11日登記

第4回A種新株予約権

新株予約権の数

2万個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式（以下、「普通株式」という。）2万株とし、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。

但し、割当日以降に当社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により対象株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

なお、本新株予約権の割当日以後に、当社が、普通株式の無償割当をする場合、当社の組織再編に伴い対象株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で対象株式数の調整を行うものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- ①各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記に定義する。）に対象株式数を乗じた額とする。
- ②本新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合における普通株式1株当たりの価額（以下、「行使価額」という。）は、500円とする。

行使価額の調整

- ①当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

- (i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当をする場合、次の算式により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当の効力が生ずる日（株式無償割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当の場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当前発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当後発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

- (ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ②上記①に掲げた事由によるほか、行使価額を変更することが適切な場合は、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。

- ③行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

新株予約権を行使することができる期間

2020年10月19日から2028年10月19日（同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日）までとする。

新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権は次に定めるいずれかの場合に限り行使することができる。
 - (i) 普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場する場合
 - (ii) 当社の発行済株式に係る議決権の総数に占める、割当日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主（以下、「本支配株主」という。）が、その保有する当社の株式を譲渡した結果、保有する当社の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率（但し、本支配株主の親会社、子会社、関連会社及びKohlberg Kravis Roberts & Co. L.P. が直接又は間接に支配する事業体（以下、総称して「本支配株主関連者」という。）が当社に対して議決権を有する場合には、当該議決権の数を本支配株主が保有する当社の株式に係る議決権を合算するものとする。以下同じ。）が50%以下になるような、第三者（本支配株主関連者を除く。以下同じ。）に対する当社の株式の譲渡を行おうとする場合

(iii) 本支配株主が、その保有する当社の株式を、第三者に対して譲渡する場合であって、譲渡する当社の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率が5%以上になる場合

(iv) 正当な事由により、本新株予約権者が当社又は当社の子会社（以下、「当社等」という。）の役員等（取締役、監査役及び執行役のほか、執行役員、理事その他当社の社内規則により役員として認められる地位を総称していう。以下同じ。）又は従業員のいずれでもなくなった場合。なお、「正当な事由」とは、本新株予約権者について、死亡又は病気等により職務執行が著しく困難又は不可能となること、その当社グループにおける報酬又は職務若しくは役割が著しく減少すること、その他当社の取締役会がこれらに準じる事由であると合理的に認める事由をいい、①本新株予約権者が当社の社内規則に定める役員等の定年に達したことを斟酌し任期満了により退任すること又は定年退職により、権利者が発行会社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった場合、及び、②本新株予約権者が当社等から退任又は退職するに際して、当社の取締役会において別途承認した場合を含む。以下も同様とする。

(v) 正当な事由以外の事由により、本新株予約権者が当社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった場合

②上記①にかかわらず、本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社の取締役会において、本新株予約権の行使を認めるべき合理的な理由があるものとして、別途の決議を行った場合にはこの限りでない。

(i) 本新株予約権者が、正当な事由により、当社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった日から180日を経過した場合

(ii) 本新株予約権者が、正当な事由以外の事由により、当社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった日から30日を経過した場合

(iii) 本新株予約権者が、破産手続、民事再生手続、特別清算又は会社更生手続の開始の申立を受け又は自らこれを申し立てた場合

③一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社取締役会が定める日において、無償で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。

平成30年10月18日発行

平成30年10月29日登記

第4回C種新株予約権

新株予約権の数

26万個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的たる株式の種類及び数は当社普通株式（以下、「普通株式」という。）26万株とし、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。

但し、割当日以降に当社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により対象株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、本新株予約権の割当日以後に、当社が、普通株式の無償割当をする場合、当社の組織再編に伴い対象株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で対象株式数の調整を行うものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記に定義する。）に対象株式数を乗じた額とする。

②本新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合における普通株式1株当たりの価額（以下、「行使価額」という。）は、500円とする。

行使価額の調整

①当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

(i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当をする場合、次の算式により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当の効力が生ずる日（株式無償割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当の場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当前発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当後発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

(ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

②上記①に掲げた事由によるほか、行使価額を変更することが適切な場合は、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。

③行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

新株予約権を行使することができる期間

2020年10月19日から2028年10月19日（同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日）までとする。

新株予約権の行使の条件

①本新株予約権は次に定めるいずれかの場合に限り行使することができる。

(i) 普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場する場合

(ii) 当社の発行済株式に係る議決権の総数に占める、割当日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主（以下、「本支配株主」という。）が、その保有する当社の株式を譲渡した結果、保有する当社の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率（但し、本支配株主の親会社、子会社、関連会社及びKonlberg Kravis Roberts & Co. L. P. が直接又は間接に支配する事業体（以下、総称して「本支配株主関連者」という。）が当社に

対して議決権を有する場合には、当該議決権の数を本支配株主が保有する当社の株式に係る議決権を合算するものとする。以下同じ。)が50%以下になるような、第三者(本支配株主関連者を除く。以下同じ。)に対する当社の株式の譲渡を行おうとする場合

(iii) 本支配株主が、その保有する当社の株式を、第三者に対して譲渡する場合であって、譲渡する当社の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率が5%以上になる場合

(iv) 正当な事由により、本新株予約権者が当社又は当社の子会社(以下、「当社等」という。)の役員等(取締役、監査役及び執行役のほか、執行役員、理事その他当社の社内規則により役員として認められる地位を総称していう。以下同じ。)又は従業員のいずれでもなくなった場合。なお、「正当な事由」とは、本新株予約権者について、死亡又は病気等により職務執行が著しく困難又は不可能となること、その当社グループにおける報酬又は職務若しくは役割が著しく減少すること、その他当社の取締役会がこれらに準じる事由であると合理的に認める事由をいい、①本新株予約権者が当社の社内規則に定める役員等の定年に達したことを斟酌し任期満了により退任すること又は定年退職により、権利者が発行会社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった場合、及び、②本新株予約権者が当社等から退任又は退職するに際して、当社の取締役会において別途承認した場合を含む。以下も同様とする。

(v) 正当な事由以外の事由により、本新株予約権者が当社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった場合

②上記①にかかわらず、本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社の取締役会において、本新株予約権の行使を認めるべき合理的な理由があるものとして、別途の決議を行った場合にはこの限りでない。

(i) 本新株予約権者が、正当な事由により、当社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった日から180日を経過した場合

(ii) 本新株予約権者が、正当な事由以外の事由により、当社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった日から30日を経過した場合

(iii) 本新株予約権者が、破産手続、民事再生手続、特別清算又は会社更生手続の開始の申立を受け又は自らこれを申し立てた場合

③一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社取締役会が定める日において、無償で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。

平成30年10月18日発行

平成30年10月29日登記

第5回A種新株予約権

新株予約権の数

1万個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式(以下、「普通株式」という。)1万株とし、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式の数(以下、「対象株式数」という。)は、1株とする。

但し、割当日以降に当社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により対象株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、本新株予約権の割当日以後に、当社が、普通株式の無償割当をする場合、当社の組織再編に伴い対象株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で対象株式数の調整を行うものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記に定義する。）に対象株式数を乗じた額とする。

②本新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合における普通株式1株当たりの価額（以下、「行使価額」という。）は、500円とする。

行使価額の調整

①当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

(i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当をする場合、次の算式により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当の効力が生ずる日（株式無償割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当の場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当前発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当後発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

分割前発行済普通株式数

調整後行使価額＝調整前行使価額×

分割後発行済普通株式数

(ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

併合前発行済普通株式数

調整後行使価額＝調整前行使価額×

併合後発行済普通株式数

②上記①に掲げた事由によるほか、行使価額を変更することが適切な場合は、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。

③行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記に定義する。）に対象株式数を乗じた額とする。

②本新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合における普通株式1株当たりの価額（以下、「行使価額」という。）は、550円とする。

行使価額の調整

①当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

(i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当をする場合、次の算式により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の分割に係る基

準日又は株式無償割当の効力が生ずる日（株式無償割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当の場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当前発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当後発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

分割前発行済普通株式数

調整後行使価額＝調整前行使価額×

分割後発行済普通株式数

- (ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

併合前発行済普通株式数

調整後行使価額＝調整前行使価額×

併合後発行済普通株式数

- ②上記①に掲げた事由によるほか、行使価額を変更することが適切な場合は、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。
③行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

令和11年6月6日更正

新株予約権を行使することができる期間

2021年4月24日から2029年4月24日（同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日）までとする。

新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権は次に定めるいずれかの場合に限り行使することができる。
- (i) 普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場する場合
- (ii) 当社の発行済株式に係る議決権の総数に占める、割当日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主（以下、「本支配株主」という。）が、その保有する当社の株式を譲渡した結果、保有する当社の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率（但し、本支配株主の親会社、子会社、関連会社及びKohlberg Kravis Roberts & Co. L. P. が直接又は間接に支配する事業体（以下、総称して「本支配株主関連者」という。）が当社に対して議決権を有する場合には、当該議決権の数を本支配株主が保有する当社の株式に係る議決権を合算するものとする。以下同じ。）が50%以下になるような、第三者（本支配株主関連者を除く。以下同じ。）に対する当社の株式の譲渡を行おうとする場合
- (iii) 本支配株主が、その保有する当社の株式を、第三者に対して譲渡する場合であって、譲渡する当社の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率が5%以上になる場合
- (iv) 正当な事由により、本新株予約権者が当社又は当社の子会社（以下、「当社等」という。）の役員等（取締役、監査役及び執行役のほか、執行役員その他当社の社内規則により役員として認められる地位を総称していう。以下同じ。）又は従業員のいずれでもなくなった場合。なお、「正当な事由」とは、本新株予約権者について、死亡又は病気等により職務執行が著しく困難又は不可能となること、その当社グループにおける報酬又は職務若しくは役割が著しく減少すること、その他当社の取締役会がこれらに準じる事由であると合理的に認める事由をいい、①本新株予約権者が当社の社内規則に定める役員等の定年に

達したことを斟酌し任期満了により退任すること又は定年退職により、権利者が発行会社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった場合、及び、②本新株予約権者が当社等から退任又は退職するに際して、当社の取締役会において別途承認した場合を含む。以下も同様とする。

(v) 正当な事由以外の事由により、本新株予約権者が当社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった場合

②上記①にかかわらず、本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社の取締役会において本新株予約権の行使を認めるべき合理的な理由があるものとして、別途の決議を行った場合にはこの限りでない。

(i) 本新株予約権者が、正当な事由により、当社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった日から180日を経過した場合

(ii) 本新株予約権者が、正当な事由以外の事由により、当社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった日から30日を経過した場合

(iii) 本新株予約権者が、破産手続、民事再生手続、特別清算又は会社更生手続の開始の申立を受け又は自らこれを申し立てた場合

③一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社取締役会が定める日において、無償で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。

平成31年 4月23日発行

令和1年 5月 7日登記

第5回C種新株予約権

新株予約権の数

24万個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式（以下、「普通株式」という。）24万株とし、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。但し、割当日以降に当社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により対象株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

なお、本新株予約権の割当日以後に、当社が、普通株式の無償割当をずる場合、当社の組織再編に伴い対象株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で対象株式数の調整を行うものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記に定義する。）に対象株式数を乗じた額とする。

②本新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合における普通株式1株当たりの価額（以下、「行使価額」という。）は、500円とする。

行使価額の調整

①当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

(i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当をする場合、次の算式により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当の効力が生ずる日（株式無償割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当の場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当前発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当後発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

(ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

②上記①に掲げた事由によるほか、行使価額を変更することが適切な場合は、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。

③行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記に定義する。）に対象株式数を乗じた額とする。

②本新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合における普通株式1株当たりの価額（以下、「行使価額」という。）は、550円とする。

行使価額の調整
①当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

(i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当をする場合、次の算式により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当の効力が生ずる日（株式無償割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当の場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当前発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当後発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

(ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

②上記①に掲げた事由によるほか、行使価額を変更することが適切な場合は、

当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。

- ③行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

令和 1年 6月 6日更正

新株予約権を行使することができる期間

2021年4月24日から2029年4月24日（同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日）までとする。

新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権は次に定めるいずれかの場合に限り行使することができる。

(i) 普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場する場合

(ii) 当社の発行済株式に係る議決権の総数に占める、割当日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主（以下、「本支配株主」という。）が、その保有する当社の株式を譲渡した結果、保有する当社の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率（但し、本支配株主の親会社、子会社、関連会社及びKohlberg Kravis Roberts & Co. L. P. が直接又は間接に支配する事業体（以下、総称して「本支配株主関連者」という。）が当社に対して議決権を有する場合には、当該議決権の数を本支配株主が保有する当社の株式に係る議決権を合算するものとする。以下同じ。）が50%以下になるような、第三者（本支配株主関連者を除く。以下同じ。）に対する当社の株式の譲渡を行おうとする場合

(iii) 本支配株主が、その保有する当社の株式を、第三者に対して譲渡する場合であって、譲渡する当社の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率が5%以上になる場合

(iv) 正当な事由により、本新株予約権者が当社又は当社の子会社（以下、「当社等」という。）の役員等（取締役、監査役及び執行役のほか、執行役員その他当社の社内規則により役員として認められる地位を総称していう。以下同じ。）又は従業員のいずれでもなくなった場合。なお、「正当な事由」とは、本新株予約権者について、死亡又は病気等により職務執行が著しく困難又は不可能となること、その当社グループにおける報酬又は職務若しくは役割が著しく減少すること、その他当社の取締役会がこれらに準じる事由であると合理的に認める事由をいい、①本新株予約権者が当社の社内規則に定める役員等の定年に達したことを斟酌し任期満了により退任すること又は定年退職により、権利者が発行会社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった場合及び、②本新株予約権者が当社等から退任又は退職するに際して、当社の取締役会において別途承認した場合を含む。以下も同様とする。

(v) 正当な事由以外の事由により、本新株予約権者が当社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった場合

- ②上記①にかかわらず、本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社の取締役会において本新株予約権の行使を認めるべき合理的な理由があるものとして、別途の決議を行った場合にはこの限りでない。

(i) 本新株予約権者が、正当な事由により、当社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった日から180日を経過した場合

(ii) 本新株予約権者が、正当な事由以外の事由により、当社等の役員等又は従業員のいずれでもなくなった日から30日を経過した場合

(iii) 本新株予約権者が、破産手続、民事再生手続、特別清算又は会社更生手続の開始の申立を受け又は自らこれを申し立てた場合

- ③一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。

	<p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社は、当社取締役会が定める日において、無償で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。</p>	<p>平成31年 4月23日発行 令和 1年 5月 7日登記</p>
吸収合併	<p>平成29年10月1日東京都千代田区丸の内二丁目1番1号明治安田生命ビル11階HKホールディングス株式会社を合併</p>	<p>平成29年10月 2日登記</p>
取締役会設置会社に関する事項	<p>取締役会設置会社</p>	<p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>
監査役設置会社に関する事項	<p>平成27年 6月29日廃止</p>	<p>平成27年 7月13日登記</p>
	<p>監査役設置会社</p>	<p>平成29年10月 1日設定 平成29年10月 2日登記</p>
指名委員会等設置会社に関する事項	<p>指名委員会等設置会社</p>	<p>平成27年 6月29日設置 平成27年 7月13日登記</p>
	<p>平成29年10月 1日廃止</p>	<p>平成29年10月 2日登記</p>
会計監査人設置会社に関する事項	<p>会計監査人設置会社</p>	<p>平成18年 7月11日登記</p>
登記記録に関する事項	<p>平成11年8月17日東京都千代田区大手町二丁目6番2号から本店移転</p>	<p>平成11年 8月27日登記</p>

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 元年 7月11日
 東京法務局港出張所
 登記官

高 野 晃

